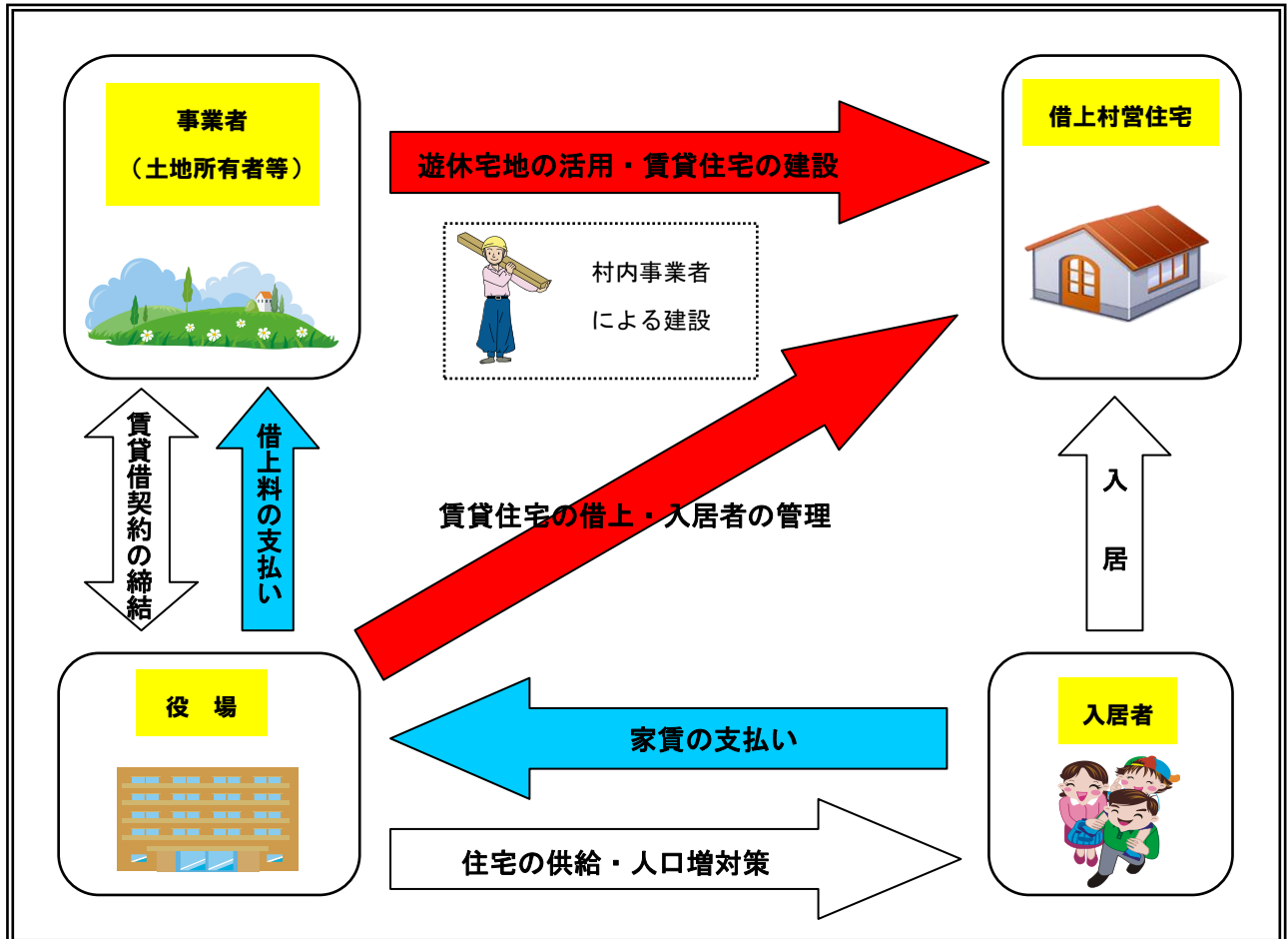




清川村借上型村営住宅制度について

《制度のイメージ図》



《制度の概要》

【事業者の条件】

- 事業者になれる条件は、清川村に土地を有し、事業実施上の資力、信用を有する方とします。
- ・村内に住所を有し、村内に土地をお持ちの村民とします。
- ※個人所有の遊休宅地を積極的に活用することから、個人が所有する土地を優先します。

【借上型村営住宅の規模等】

- 借上型村営住宅の規模
 - ・土地は、132㎡（40坪）以上とします。
 - ・住宅は、65㎡（20坪）以上とします。
- 設置場所は、村営水道供給エリア及びに村下水道整備エリア内で、利便性が良く住宅地としての形状を有している場所とします。
- 村営住宅として借上げる期間を15年間とします。 ※村は、賃借権の登記を設定します。
- 住宅は、借上型村営住宅整備基準（村の一定基準）にあった住宅であり、建築関係法令、県条例等に遵守した建物とします。
 - ・1戸建ての専用住宅とします。（店舗、事務所などとの併用住宅は認めません。）
 - ・階層や間取り、家屋のデザインは事業者の自由としますが、一般的な住宅に必要な、寝室、炊事

室、食事室、玄関、便所、浴室、洗面所、脱衣所、洗濯機置場、外柵、給湯設備、地上デジタル対応の受信設備、駐車スペース2台分以上などの整備が必要となります。

【入居者・建物の管理】

- 入居者の募集は、村営住宅条例の規定に基づき、村が実施します。
※村の活性化等を目指すことから、若者世帯向けの入居を促進します。
- 建物の管理については、建築時の瑕疵を除き、通常の村営住宅と同じ管理を村が行います。
- 期間満了後の管理は、事業者へ帰属（返還）します。

【借上型村営住宅の借上料・家賃等】

- 借上料については、月額 1棟 10万円（年間：120万円）とします。
- 借上型村営住宅に係る租税公課や建設に係る水道の加入負担金等（固定資産税・不動産取得税・簡易水道加入負担金・下水道事業受益者分担金など）は事業者の負担とします。
- 家賃は、村営住宅条例により、月額5万円～7万円とします。（所得などに応じて算定。）

【地域経済の活性化策】

- 地域経済の活性化を図るため、本事業の建築にあたっては、村内建築業者を活用することとします。